

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会
平成28年度 事業報告書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

平成28年度、国内外において様々な従来の習慣にとらわれない事象が多く発生した年度であり、大きな変革の年であった。

国内においては、日銀によるマイナス金利政策の導入より史上最低水準まで引き下げられた住宅ローンの借り換え等が多く発生した。

不動産業界においても金利低下に伴い個人投資家等による賃貸住宅への投資等が活発化し地方都市においても購入、建設が相次ぐ等の動静がみられた。

このような中、既存住宅の有効活用等に関する対応がクローズアップされたことを受け、各行政機関とも連携を図り、支援体制の構築等を実施してきたところであり、今後も引き続き宅地建物取引業者として専門的知識をもって対応を行っていきたいと考えている。

なお、既存住宅の流通促進に関し宅地建物取引業法の改正がなされ、平成30年4月より施行となる建物状況調査（インスペクション）結果の概要説明等を義務付ける法令改正に関しては、動向を注視したところである。

平成28年度の執行過程における実施事業の概要は以下のとおりである。

1. 一般消費者の益擁護・増進を目的とした宅地建物取引に関する相談・情報提供事業

公益事業 1

- (1) 不動産無料相談所については開設宅地建物取引に関する各種相談、専門的知識の普及及び不動産トラブルの未然防止と早期解決を図るため本年度も不動産無料相談所を年次計画に基づき開設し、より専門的な相談案件の対応に関しては、顧問弁護士を招聘し法律相談を実施した。

なお、本年度から西讃地域における相談所の開設場所に関し丸亀市市民会館からユープラザうたづ（宇多津町）に変更し実施した。

会場	開催場所	開催日時
高松会場	香川県不動産会館4階相談室	毎週金曜日 13時～15時30分
宇多津会場	ユープラザうたづ	毎月第1、3金曜日 13時～15時30分
※高松会場 第4金曜日 宇多津会場 第3金曜日 協会顧問弁護士による法律相談		

■平成28年度無料相談所開設状況報告（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

開設場所	不動産会館4F	ユープラザうたづ
開設回数	49	24
出向所員数	196	92
来訪者数	148	27

【高松会場】

平成28年4月1. 8. 15. 22日 5月6. 13. 20. 27日 6月3. 10. 17. 24日 7月1. 8. 15. 22. 29日
 8月5. 19. 26日 9月2. 9. 16. 23. 30日 10月7. 14. 21. 28日 11月4. 11. 18. 25日
 12月2. 9. 16日
 平成29年1月6. 13. 20. 27日 2月3. 10. 17. 24日 3月3. 10. 17. 24. 31日

【宇多津会場】

平成28年4月1. 15日 5月6. 20日 6月3. 17日 7月1. 15日 8月5. 19日 9月2. 16日
 10月7. 21日 11月4. 18日 12月2. 16日
 平成29年1月6. 20日 2月3. 17日 3月3. 17日

※□印は弁護士相談日

(2) 不動産フェアでの不動産相談の実施

香川県等の後援で実施している不動産総合情報提供事業である不動産フェアにおいて本年度も香川県並びに不動産関連関係団体の協力のもと不動産相談会を実施した。

なお、開催概要に関しては以下のとおりである。

- ・会場 サンポート高松シンボルタワー展示場ならびに市民ギャラリー
- ・日時 平成28年9月3日（土）午前10時～午後5時
- ・参加団体 香川県、香川県土地家屋調査士会、香川県行政書士会、四国労働金庫

(3) 相談員に対する研修

新たな知識の習得と適正な相談体制の確立を図る見地から、定期的に行っている相談員に対する研修会を実施するとともに、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会が実施している、「消費者への適切な情報提供に資する者」の証明として、全宅連が独自に認定・付与する任意資格である「不動産キャリアパーソン」に関し、相談員に対し受講を奨励し、実務に沿った相談対応にも心掛けたところである。

- ・開催日：平成28年7月13日（水） 12月6日（火） 平成29年3月6日（月）

(4) 行政機関相談窓口との意見交換の実施

宅地建物取引業法に関する運用並びに解釈に関しては、不動産の相談案件を処理するにあたり理解を深めることが必要不可欠であり、事例に照らした解釈も含め同法の運用と解釈機関でもある香川県土木部住宅課から担当官を招聘し、解説並びに意見交換を実施した。

- ・開催日時：平成28年10月5日（水）午後1時30分

- ・開催場所：香川県不動産会館会議室
- ・参加団体：香川県土木部住宅課
 - （公社）香川県宅地建物取引業協会相談・苦情処理委員会
 - （公社）全国宅地建物取引業保証協会香川本部苦情解決・研修業務委員会

(5) 消費者に対する情報提供事業

1) 情報提供事業

不動産取引に係るトラブルの未然防止と、住環境・生活の向上に資するため、取引に関する注意事項並びに住生活の向上に向けた各種制度等の情報提供を、不動産フェア実施会場において各種パンフレット等の配布を行うと共に、会員業者を通じ引き続き広く啓発活動を行った。

「不動産フェア実施時の各種配布物」

- ・家本（買うとき・売るとき編）、（インスペクション・瑕疵保険編）
- ・来場者数：1,034名（昨年：1,288名）

「法令改正等周知事項」

- ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定について
- ・既存住宅状況調査技術者講習制度の創設について
- ・宅建業法施行規則等改正に関するパブリックコメントの開始について
- ・「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令の閣議決定について
- ・「市町の農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外）に係る判断基準（香川県）」の一部改正について
- ・サブリースに関するトラブルの防止に向けて
- ・宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について
- ・「賃貸住宅管理業者登録規程」及び「賃貸住宅管理業務処理準則」の改正について
- ・マンション標準管理委託契約書の改正について
- ・改正犯罪収益移転防止法の施行について
- ・地域再生法の一部を改正する法律の公布について
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の公布について
- ・消費者契約法の一部を改正する法律の公布について
- ・「宅地建物取引業法の一部を改正する法律案」成立について
- ・「空き家の譲渡所得の3000万円の特別控除」に係る要件等について
- ・買取再販に係る特例の様式統一について
- ・高松市景観計画の変更について

2) 不動産フェア幼稚園児絵画展の実施による創造の場の提供

豊かな住生活と、将来に向けての夢を絵画を通じ家族で語り合える場の提供という意味において、幼稚園児絵画展を実施しているところであるが、園児による創造性豊かな絵画を通し、語らいの場を提供するとともに、ゆとりある豊かな住生活の実現に向けての各種情報の提供を実施した。

「不動産フェア幼稚園児絵画展」

- ・日時 平成28年9月3日（土）
- ・場所 サンポート高松シンボルタワー展示場
- ・画題 「未来の家」
- ・参加幼稚園数38園 ・出展数 1, 110作品（すべて展示）

(6) 差別のない明るい社会の実現を目指す事業

差別のない明るい社会の実現に向け宅地建物取引業者としての社会的責務が重要視されている中、会員業者への研修を実施するとともに、香川県が主催する「香川県じんけんフェスタ」並びに当協会主催の不動産フェアにおいて、パンフレット等を配布し広く県民に向け啓発を行った。

(7) 無料相談所等の利用促進に関する事業

不動産無料相談所の利用促進を図るため、各種媒体等でPRを行っているところであるが、相談所の設置に関し協会ホームページ等を利用し下記により実施した。

また、相談業務の利用促進及び高度な専門的知識をもって相談業務並びに情報提供業務に資するため、定期的に事業の検討・検証を行うため、相談員による委員会を開催し消費者からの負託に応える組織形成を図った。

「開催周知媒体」

- ・協会ホームページ
- ・高松市、丸亀市、三豊市、さぬき市、三木町 窓口配布封筒
- ・宇多津町（くらし便利帳）
- ・不動産情報誌

「委員会の実施」

- ・開催日：平成28年7月13日（水） 12月6日（火） 平成29年3月6日（月）

(8) 行政並びに関係団体との連携

犯罪収益移転防止法の改正により本人確認がより厳格となり、確認方法等の周知を行うとともに、反社会的勢力排除にかかる条例に基づく適正な対応に関し、啓発等を行政並びに関連団体と連携し実施した。

また、自助、共助、公助がもつ特性を理解し、地域コミュニティの活発な活動の推進のための協力等に関し各地方公共団体等と自治会の加入促進に関する協定の締結等も積極的に実施したところであり、今後も引き続き健全な住環境の提供と安心安全な街づくりを推進するための事業活動を行う所存である。

なお、空家等に関する問題が大きくクローズアップされている中、各行政機関と空家問題に関し、連絡協調が行える体制の構築を目指し協議検討を行った。

(9) 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定に基づく物件情報の収集

熊本県地震、大型台風による災害等、平成28年度は多くの自然災害が発生し、罹災者に対する住に関する対応等が先の大震災の教訓も含め話題となった。災害発生時に備え罹災者等の居住の安定を確保する意味から民間賃貸住宅の活用に関し、その有効性から当協会も香川県との協定に基づき災害発生時に速やかに物件情報の提供が行えるシステムを運用しているところであり、広く会員に対し情報の事前登録の要請を行った。

(10) 香川県移住交流促進事業の推進

香川県に移住等を希望する方へ住宅情報等の提供を行うため、ウェブサイト上に「かがわ住まいネット」の運営を行ってきたところであり、香川県が統一的に運用を行っている「かがわ移住ポータルサイト かがわ暮（ぐ）らし」に対し物件情報の提供を行ったところである。

なお、各市町において移住者等に対する補助事業が講じられているところであり、実施状況等に関し老朽危険空き家除去支援事業補助制度も含め、合わせて周知を行ったところである。

また、香川県においては定期的に、香川県への移住希望者等を対象とした移住フェアを開催しているが、当協会からも担当役員を派遣し住まいに関する相談を一般社団法人香川宅建が発行する「不動産ニュースかがわ」及びホームページ等を活用し対応したところである。

各市町からの依頼に基づく情報提供事業実績並びに移住フェア時における相談受付実数は以下のとおりである。

「香川県移住フェア参加状況」

第1回 日 時：平成28年5月15日（日）

場 所：東京交通会館

来場者数：110名（内当協会相談ブース対応件数7件）

第2回 日 時：平成28年11月23日（水・祝）

場 所：東京スカイツリータウン 東京ソラマチ スペース634 相談ブース

来場者数：254名（内当協会相談ブース対応件数 19件）

2. 公正かつ適正な経済活動の機会を確保し、生活の安定向上を図るための人材育成教育研修事業 公益事業 2

公正で適正な宅地建物の取引を推進し、消費者等の利益擁護が図れるよう有資格者の養成並びに従事者等の人材育成を図るとともに、正確かつ適正な不動産物件情報の流通市場への開示を行うための諸事業を実施した。

(1) 人材育成事業

1) 宅地建物取引士資格試験の実施結果

香川県知事が宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣の指定する試験機関である（一財）不動産適正取引推進機構に試験事務を委託しているところであるが、同機関が行う試験事務に関する協力機関として香川県における、試験実施PR、受付、監督等の業務を本年度も実施した。

「試験の概要」 ※（ ）内は登録講習修了者

	全 国	香川県
試験日	平成28年10月16日（日）	
受験会場	47都道府県203会場 3,813教室	2会場 38教室
申込者数	245,742人（49,384人）	1,433人（209人）
受験者数	198,463人（44,123人）	1,135人（191人）
受験率	80.8%（89.3%）	79.2%（91.4%）

「合格者の概要」

合格者数	30,589人（8,821人）	166人（35人）
合格率	15.4%（20.2%）	14.6%（18.3%）

「その他」

最高齢合格者	77歳男性
最年少合格者	16歳男性 18歳未満の者19人

2) 不動産コンサルティング技能試験実施結果

国土交通大臣の登録証明事業であり、（公財）不動産流通推進センターが実施する不動産コンサルティング技能試験に関し四国会場として試験事務を行った。

- ・試験実施日：平成28年11月13日（日） 全国12会場
- ・受験予定者数： 1,577名
- ・受験者数： 1,304名
- ・合格者数： 648名（合格率49.7%）
- 【高松会場】 受験者数 33名 合格者 17名（合格率51.5%）

3) 宅地建物取引士法定講習事業

宅地建物取引業法で規定している香川県知事が指定する講習として、宅地建物取引業法の規定に基づき当講習事業が香川県から指定を受けている。

宅地建物取引士は、法令、制度等は頻繁に制定、改定が行われていることに鑑み、常に新しい知識の習得を図る見地からも法律において受講が義務付けられており、講習内容に関しては、国土交通省告示による宅地建物取引士に対する講習の実施要領に基づき、各専門分野から講師を招聘し実施を行っているところである。なお、本年度は受講者数が減少する年回りとなっているため実施回数を4回とした。

●法定講習実施概要

実施年月日	受講対象者数	受講申込者数		受講修了者数
		前回欠席者	今回申込者	
第 1 回 28年 5月9日	新規登録者及び28年5月9日～28年11月8日迄	1	74	72
		75		
第 2 回 7月12日	新規登録者及び28年7月12日～29年1月10日迄	3	57	58
		60		
第 3 回 11月9日	新規登録者及び28年11月9日～29年5月8日迄	2	107	107
		109		
第 4 回 29年 1月11日	新規登録者及び29年1月11日～29年7月10日迄	2	60	60
		62		

(2) 宅地建物取引業者等の資質向上を図るための指導育成事業

1) 宅地建物取引業者対象研修の実施

宅地建物取引業法並びに関連制度の改定、関連法令及び税制等の習得を図ることにより常に新しい知識をもって、依頼者に対し高いレベルでの情報提供が行える体制を確立することにより、利益の擁護と増進を図れる環境の整備を目指す見地から行っている研修を本年度も実施した。

2) 宅地建物取引業者の社会的責務に関する啓発のための活動

① 人権・同和問題講習会への参加

香川県住宅課と連携し宅地建物取引業者の社会的責務として人権に関する研修科目を採用し、各研修会において実施しているところであるが、平成28年度も香川県が主体となつて行っている人権セミナーに共催団体として参画し「人権・同和問題講演会」に参加を行った。

- ・日時 平成28年8月3日（水）13：00～16：00
- ・場所 サンメッセ香川小展示場
 - プログラム1 「差別の構造」～土地差別問題から考える～
講師：金子 匡良氏（神奈川大学 法学部 准教授）
 - プログラム2 「女性が働くということ」～企業の人権意識の向上～
講師：吉川美代子氏（キャスター・アナウンサー）

なお、会員業者への人権問題等に関する情報提供を行うため、関連団体が実施する研修会、講演会に役員等を派遣するとともに、行政機関が開催する催事、当協会実施の不動産フェア等においてパンフレット等を配布し啓発を行った。

② じんけんフェスタ2016へ出展

- ・日時 平成28年12月3日（土）
- ・場所 サンポート高松展示場
- ・内容 啓発用パネル展示、パンフレットならびに啓発用サランラップ配布

③ 会報誌による啓発

- 平成28年6月発行 総会号 「第1回」 同和問題に正しい理解と認識を
- 平成28年10月発行 秋号 「第2回」 同和問題の解決に向けた取組み
- 平成28年12月発行 新年号 「第3回」 土地差別問題について
- 平成29年3月発行 春号 「第4回」 人権尊重社会の実現をめざして

3) 新規開業者研修会の実施

新規開業を行う宅地建物取引業者に対し、最低限必要である知識並びに順守すべき各種制度、基準等に関し周知徹底を行うことを目的に実施した。

なお、本年度も香川県から担当官を招聘し宅地建物取引業者の社会的責務に関する課目を取り入れ実施した。

- ・開催日時 平成28年12月14日（火）13：00～
- ・開催場所 高松テルサ3階大会議室
- ・研修課題
 1. 宅地建物取引業者の社会的責務
講師 香川県土木部住宅課 課長補佐 坂東 加奈 氏
 2. 新規開業者のための宅地建物取引業務の知識
講師 （公財）不動産流通推進センター
教育事業部参事 並木 英司 氏

4) 不動産キャリアパーソンの受講啓発

宅地建物取引業法の改正にともない、宅地建物取引業者の責務として従業員教育が追加されたことに見られるよう、不動産に影響を及ぼす法律・経済・技術など幅広い知識を習得し、依頼者に専門家としてのサービスと適切な助言を与えるように努めることが益々重要となっている事に鑑み、全宅連が行っている教育研修制度である不動産キャリアパーソン受講の啓発を行った。

また、本年度は不動産無料相談員研修の一環として、相談員に対し受講を奨励し基本的知識の再認識を行ったところである。

なお、本講座は会員、一般の区別なく受講可能となっている。

5) 人材育成新規開業予定者研修の実施

新規開業者や継続業者を対象とした研修会を開催してきたところであるが、宅地建物取引業の健全な発達と依頼者等の利益保護をより一層推進するため、平成26年度より開業予定者等に対する、法令遵守や信義誠実に業務を行うことの重要性について、普及啓発を図ることを目的として、開業予定者等に対するセミナーを実施しているが、本年度も実施した。

(4) 不動産公正競争規約の適正な運用

情報が、不当・不適切であれば、業者間の公正な取引を阻害する要因となり、様々なトラブルの要因ともなりえることから、公正競争規約の運用に関し一定ルールに則った業務を推進し、自由な経済活動の確保に努めるための事業を実施した。

なお、不動産におけるおとり広告等の問題がクローズアップされ、指導喚起がなされたところであり四国地区不動産公正取引協議会とも連携し注意喚起を行ったところである。

また、四国地区不動産公正取引協議会が実施する研修会等に役員を派遣し新たな情報を入手するとともに、適正な運用に努めた。

・不動産表示規約に関する研修会に役員を派遣

日時 平成29年2月24日(金) 場所 松山全日空ホテル

演題 不動産広告のルールについて

講師 (公社) 首都圏不動産公正取引協議会 担当者

(5) 指定流通機構の活用に関する指導、情報提供

不動産取引の透明性と、適正・円滑・迅速な取引の実現をはかるため、国土交通大臣の指定を受けて運用がなされている指定流通機構に関しサブセンターとしての業務を推進しており、指定団体である(公社)西日本不動産流通機構とも連携し、情報提供等に努めてきた。

なお、(公社)香川県不動産鑑定士協会と連携して会員各位の協力のもと「香川県の地価と不動産取引等の動向に関するアンケート調査」を実施し公表しているところであるが、引き続き実態把握のため調査を行った。

■香川県の地価と不動産取引等の動向に関するアンケート調査（香川県不動産市場D I 調査）の結果概要

平成28年10月1日を基準日とする標記アンケート調査を実施し、その集計結果を取りまとめた。この調査は、所定の不動産市況に関する項目について、半年前と比較した現在の実感と、現在と比較した半年後の予想を、公益社団法人香川県不動産鑑定士協会の協力のもと当会会員である不動産業者あてにアンケート調査（D I 調査）したものであり、年2回（基準日：4月1日及び10月1日）実施している。

1. 地価の動向（県全体のD I 指数）について

「住宅地」については、現在の実感値（H28. 4. 1時点と比較したH28. 10. 1現在の実感値、以下同じ。）は△12.8ポイント、半年後の予想値（H28. 10. 1時点と比較したH29. 4. 1時点の予想値、以下同じ。）は△10.5ポイントとなっている。1年前の実感値（H27. 4. 1時点と比較したH27. 10. 1現在の実感値、以下同じ。）は△20.1ポイント、半年前の実感値（H27. 10. 1時点と比較したH28. 4. 1現在の実感値、以下同じ。）は△16.8ポイントであった。前回の半年後は△18.9と予想されたのに対し実感値△12.8と予想に反し改善傾向がみられ、今回の半年後予想もやや改善するものと予想されており、地価の底値感が広がっているものと思われる。（半年前の実感値→現在の実感値+4.0ポイント、現在の実感値→半年後の予想値+2.3ポイント）。

「商業地」については、現在の実感値は△15.3ポイント、半年後の予想値は△13.8ポイントとなっており、1年前の実感値は△24.6ポイント、半年前の実感値は△18.2ポイントであった。地価の動向は引き続き「下落傾向」にあるが、1年前及び半年前の実感値と比べると緩やかではあるが改善傾向が認められる。なお、半年後も回復基調になると予想されている（半年前の実感値→現在の実感値+2.9ポイント、現在の実感値→半年後の予想値+1.5ポイント）。

商業地の地価動向D I 指数は住宅地と比較するとやや低位にあり、半年前の実感値で1.4ポイントの差があったのに対し、現在の実感値では2.5ポイントの差となっており、その差がやや拡大している。

2. 不動産取引の動向（県全体のD I 指数）について

「土地・分譲地等」については、現在の実感値は△6.0ポイント、半年後の予想値は△13.7ポイントとなっており、1年前の実感値は△14.2ポイント、半年前の実感値は△19.6ポイントであった。

「減少傾向」の程度について、現在の実感値は1年前及び半年前に比べ大きく改善しているが、半年後はやや悪化すると予想されている（半年前の実感値→現在の実感値+13.6ポイント、現在の実感値→半年後の予想値△7.7ポイント）。

「マンション販売」については、現在の実感値は△16.0ポイント、半年後の予想値は△20.6ポイントとなっており、1年前の実感値は△30.7ポイント、半年前の実感値は△23.1ポイントであった。

「減少傾向」の程度について、現在の実感値は1年前に比べ大きく改善しており、また半年前と比べても改善している。なお、半年後はやや悪化すると予想されている（半年前の実感値→現在の実感値+7.1ポイント、現在の実感値→半年後の予想値△4.6ポイント）。

「仲介件数」については、現在の実感値は△11.7ポイント、半年後の予想値は△15.3ポイントとなっており、1年前の実感値は△15.2ポイント、半年前の実感値は△18.4ポイントであった。

「減少傾向」の程度について、現在の実感値は1年前に比べ改善しており、半年前と比べても、大きく改善している。なお、半年後はやや悪化するものと予想されている。（半年前の実感値→現在の実感値+6.7ポイント、現在の実感値→半年後の予想値△3.6ポイント）。

各取引のD I指数を比較すると、各動向とも実感値が大きく改善しているものの、半年後予想をやや悪化するとみていることから、これまでの景気低迷の実体験や将来リスク等から、実感する回復基調をやや猜疑的にみているものと思われる。

3. 賃貸市場の動向（県全体のD I指数）について

「事務所・店舗」について、「賃料」は、現在の実感値は△28.2ポイント、半年後の予想値も△28.2ポイントとなっており、1年前の実感値が△25.9ポイント、半年前の実感値が△27.8ポイントであった。「下落傾向」の程度について、現在の実感値は1年前に比べ悪化しており、半年前と比べてもやや悪化している。なお、半年後は横ばいで推移するものと予想されている（半年前の実感値→現在の実感値△0.4ポイント、現在の実感値→半年後の予想値±0.0ポイント）。

「事務所・店舗」の「空室率」は、現在の実感値は△28.4ポイント、半年後の予想値は△31.8ポイントとなっており、1年前の実感値が△28.1ポイント、半年前の実感値が△27.2ポイントであった。「増加傾向」の程度についてやや悪化しており、半年後はさらに悪化するものと予想されている（半年前の実感値→現在の実感値△1.2ポイント、現在の実感値→半年後の予想値△3.4ポイント）。

「共同住宅」について、「賃料」は、現在の実感値は△27.6ポイント、半年後の予想値は△28.7ポイントとなっており、1年前の実感値が△26.4ポイント、半年前の実感値が△27.2ポイントであった。「下落傾向」の程度についてほぼ横ばいで推移しているが、半年後はやや悪化するものと予想されている（半年前の実感値→現在の実感値△0.4ポイント、現在の実感値→半年後の予想値△1.1ポイント）。

「共同住宅」の「空室率」は、現在の実感値は△33.7ポイント、半年後の予想値は△32.6ポイントとなっており、1年前の実感値が△27.8ポイント、半年前の実感値が△29.1ポイントであった。

「増加傾向」の程度について、現在の実感値は1年前に比べ悪化しており、半年前と比べてもやや悪化している。なお、半年後はやや改善するものと予想されている（半年前の実感値→現在の実感値△4.6ポイント、現在の実感値→半年後の予想値+1.1ポイント）。

3. 収益等事業

公益法人法の主旨を理解し又認識した上で、消費者から期待と信頼を最大限得られる組織として、また、会員各位が当協会のメンバーであることを誇れる組織を目指し、業務を推進した。

(1) 業務支援ツールの活用等に関し関係団体、出版社等からの斡旋依頼に基づく業務

従来より行っている契約書等の支援システムを会員向けに提供しているところであるが、重要事項説明書、売買契約書等に関し追加条項等の改定等に併せ変更を行ったところであり、常に新しい情報が更新される環境での書式使用を推進したところである。

(2) 路線価、香川県地価調査等の紹介業務

インターネット上で容易に入手できる環境となっているが、紙ベースでの利用も依然として根強い要望があり、かつ業務上便利な場面も多くある。このようなことから大蔵財務協会、鑑定士協会とも連携を図り引き続き紹介業務を実施した。

(3) 団体保険加入等に係る紹介業務

業者賠償責任保険、少額短期保険、損害保険等団体包括契約等の情報提供に関する業務を実施するとともに選択の機会を拡大する意味において従来の業者賠償責任保険とは別に、宅地建物取引士賠償責任保険に関する募集も行った。

(4) 適正な予算執行に関する業務

事業計画並びに予算計画に基づいた予算執行を行った。

4. 法人管理

(1) 協会創立 50 周年記念誌の編纂業務

次年度当協会が創立 50 周年を迎えるにあたり、50 周年の歴史を取りまとめた 50 周年記念誌の編纂事業を実施した。

(2) 会員の入退会に関する事業

入会審査委員会毎月開催するとともに各種規程並びに（公社）全国宅地建物取引業保証協会香川本部との業務委託に基づき業務を実施した。

入退会等に関する処理状況は次のとおりである。

●入会審査委員会開催状況

審査数 承認数	正 会 員				準会員		正会員 退会者数	準会員 退会者数
	法人		個人		審査数	承認数		
	審査数	承認数	審査数	承認数				
合 計	27	27	9	9	3	3	39	2

④ 3月31日までの入会審査承認数であり、入会数とは相違する。

2) 地区会員数

(平成29年4月1日現在)

種別	地区	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高	大	坂	丸	仲	三	合 計
		西	北	光洋	東部	栗林	南	南	川	出	亀	多度	観	
正 会 員	法 人	62	67	53	75	35	73	56	23	45	74	32	74	669
	個 人	17	22	14	24	12	27	29	26	28	39	23	51	312
	合 計	79	89	67	99	47	100	85	49	73	113	55	125	981
準 会 員		7	5	4	5	2	20	1	1	4	9		2	60